「広報なかぐすく」の有料広告掲載募集要領

１．　広告の規格、掲載料

規　　格		掲　載　料
１号	縦 50mm×横 88mm	5,000 円
２号	縦 50mm×横 180mm	10,000 円
３号	縦 150mm×横 194mm	30,000 円
４号	縦 297mm×横 194mm	50,000 円

２．広告の掲載位置

⑴　１号、２号については、裏表紙から 1～4 ページの間に掲載します。
（16 ページの場合、10～16 ページになります）

⑵　３号、４号は裏表紙に掲載となります。

⑶　掲載位置は村で決定します。また、紙面の都合により、別のページへの掲載になることもあります。

３．掲載について

⑴　発行は年 12 回
5 月 2 日、6 月 5 日、7 月 5 日、8 月 4 日、9 月 5 日、10 月 5 日、
11 月 2 日、12 月 5 日、1 月 5 日、2 月 5 日、3 月 5 日、4 月 5 日
ただし、発行日が土曜、日曜、祝祭日の場合はその前日になります。使用できる色は 2 色（黒、村が指定する色）

⑵　広告掲載を希望するものが広告口数を超える場合は、掲載申込みの口数が多い広告を優先します。なお、同一基準の場合は、村内企業を優先し、それ以外は抽選になります。

⑶　広告掲載を希望するものが広告口数を超える場合、ご希望の規格を変更させて頂く場合があります。

４．掲載できない広告

⑴　公共性を損なうおそれのあるもの

⑵　政治活動及び宗教活動に関係のあるもの

⑶　暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの

⑷　公序良俗に反するもの

⑸　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの

⑹　青少年の健全育成上好ましくないもの

⑺　誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
⑻　人権を害するおそれのあるもの
⑼　第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用しているもの
⑽　法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
⑾　その他村長が広告掲載として適当でないと認めるもの

５．申込み方法

広告の申込みは、「広報なかぐすく」有料広告掲載申込書（様式第１号）に必要事項を記載の上、原稿案を添えてご提出をお願いします。

６．掲載料の納入

掲載料は、「広報なかぐすく」有料広告掲載可否決定通知書（様式第２号）に同封する納入通知書により、指定期日までに納入してください。納入を確認後、広報へ掲載し、発行します。

参考

【1 号・2 号の場合】

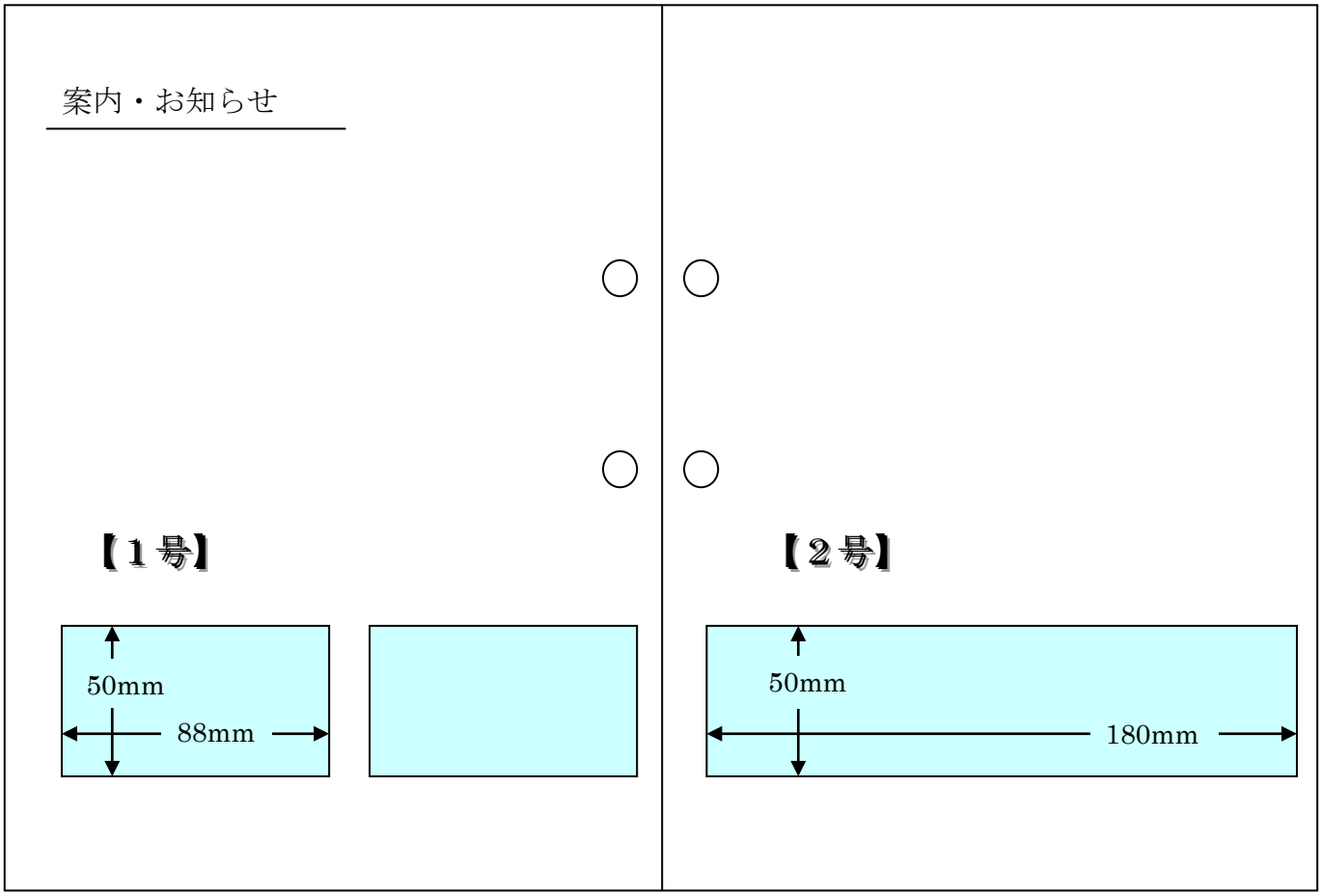

※実際の大きさではありません

【3 号の場合】

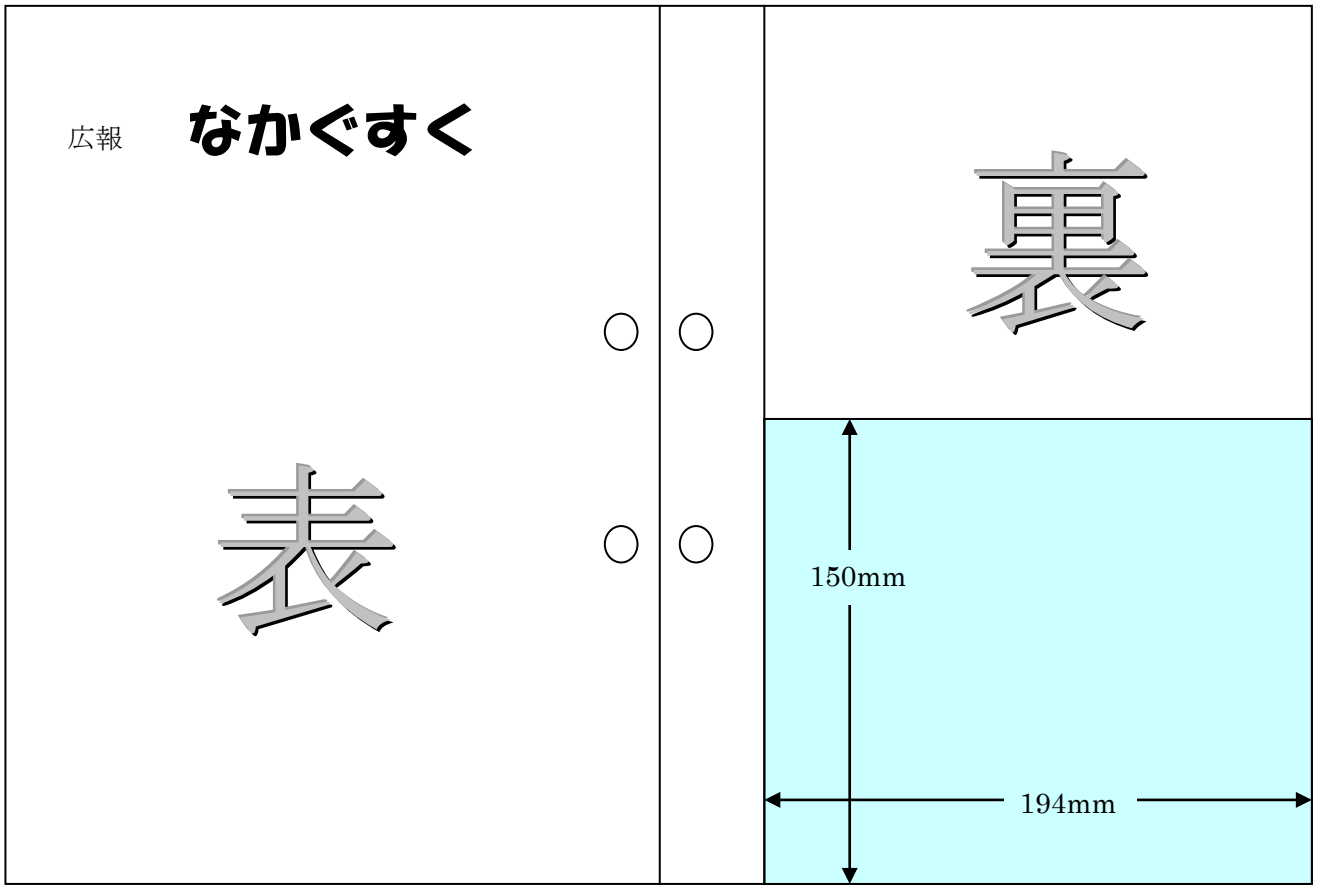
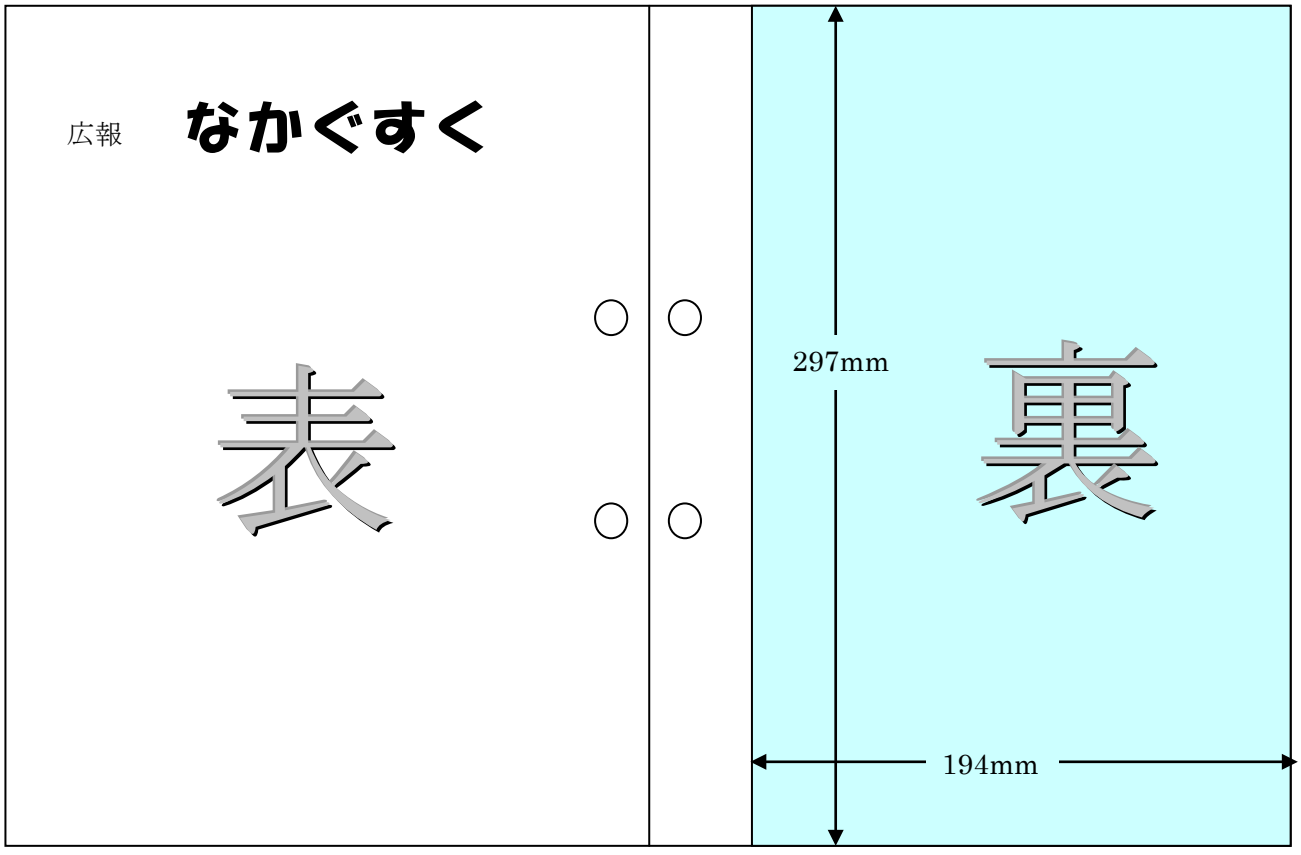
【4 号の場合】